

令和 7年 9月 1日

周晃産業 株式会社

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、従業員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年9月1日～令和12年8月31日まで

2. 内 容

目標1：将来的に「育児休業取得率 100%」及び「1か月以上の育休取得」を目指し、計画期間内に、男性の育児休業取得率を 30%以上とする。

<対策>

- 令和7年 9月～ やまぐち“とも×いく” 応援企業登録を受ける。
- 令和7年 10月～ 各職場における休業者の業務力バー体制の検討（代替要員の確保、業務体制の見直し、複数担当者制、多能工化など）及び実施。
- 令和7年 12月～ 育児休業等及び給付金に関する制度の資料を作成し、掲示板して、従業員に周知する。

目標 2：看護休暇を取得できる子の範囲を小学校4年（修了）までに拡大する。

<対策>

- 令和7年 9月～ 従業員のニーズ、検討開始。
- 令和7年 9月～ ①育児介護休業規程を見直し制度を導入する。
②育児介護休業規程を従業員に制度を周知する。